

日野市の人口

	7月1日	6月1日
男性	84,907	84,800
女性	79,260	79,230
計	164,167	164,030
世帯	67,610	67,511

※世帯数は外国人世帯を除く

父・厚司さん
母・智子さん
（日野169）

歳

ハガキで募集します あなたの戦争体験

戦争の惨劇の実体験を1枚のハガキに書いて送ってください。戦後生まれの方の考え方や感想もあわせて募集します。7月30日(水)締め切り。
△送付先=日野市中央公民館「一枚のはがき」係
(〒191 日野本町7-5-23)

文章、絵、短歌、詩など体裁は自由です

公民館平和事業日程表

8月6日(水)午前10時~正午
母と子の8月6日一朗読会

△会場=高幡図書館
△内容=原爆に関する児童書の朗読
※中央公民館へ申し込みを

8月6日(水)午後7時30分~9時
星空映画会『夏服の少女たち』『8月9日・長崎』ほか

△会場=あさひがおか児童館前庭(雨天は室内)
※中央公民館へ申し込みを(あさひがおか児童館共催)

8月9日(土)午後7時~9時30分
ドキュメントフィルム上映と監督講演会
『杉の子たちの50年』

△内容=藤原智子監督が学童疎開体験を映画化し講演
△会場=中央公民館 ※同館へ申し込みを

8月15日(金)午後2時から

朗読劇『1枚のはがきから、あの日あのとき、8・15』
市民の戦争体験談をもとにした朗読劇です。小学1年生から70歳までの市民22人が朗読します。

△会場=市民会館小ホール
△構成・指導=大多和勇氏(演劇企画くすのき)
△音楽協力=リコーダーアンサンブル「風」「みれど」

8月1日(金)~31日(日)

展示『1枚のはがきから!わたしの戦争体験談』(4)
△会場=中央公民館

91年度から引き続いている事業です。戦争を知らない世代が大半となつた今日、あの悲惨な戦争体験を風化させることなく、次の世代へ語り継ぎ、

改めて「平和」とは何かについて考えましょう。
▽日時・会場・内容=別表のとおり
△申込み・問合せ先=中央公民館(☎81-7580)

8月に何があつた
—8・15と平和を考える—公民館
平和事業

日野市平和事業

映画の集い

8月10日に市民会館で開催



「賢治のトランク」

豊かな創造力と鋭い感性で描かれる宮沢賢治の作品「氷河ねずみの毛皮」「猫の事務所」「双子の星」の3話を、それぞれが持つ独自な個性を生しながら一つの作品にまとめた長編アニメーションです。

賢治の訴え続けた「やさしさと命を大切にする」という心が、この「トランク」にはいっぱいまつています。



「さようならカバくん」

昭和18年、上野動物園では空襲の危険を予測して、象、トラ、ライオンなどの猛獣が殺されました。難を逃れたカバの大太郎と京子も、2年後、同じ運命をたどることになりました。しかも「絶食死」という最もつらい死にかたによって子供たちの感性に訴え、平和を祈念するアニメーション作品です。

日野市では、89年に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行ない、世界の恒久平和に向けて、平和行政を推進しています。

ことしも、平和事業の一環として、「映画の集い」を開催します。今回上映する作品は「賢治のトランク」(写真右)

と「さようならカバくん」(写真左)で、いずれもアニメーション映画です。戦争と平和について考える

よい機会です。ご家族で、ぜひお出掛けください。

△会場=市民会館大ホール

▽定員=100人(先着順)

△申込み=7月28日(日)必着

までに往復ハガキで、往信用

裏面に代表者の住所、氏名、

電話番号、希望人数(1枚のハガキで5人以内)を、返信

用表面に代表者の住所、氏名

を記入し、日野市役所総務部

庶務課(〒191神明1の12の1)

内線432へ

東京都議会議員選挙

村松氏、古賀氏が当選

任期満了に伴う都議会議員選挙は、6月27日に告示され、7月6日に市内24カ所で一斉に投票が行われました。開票は同日午後7時30分から市立南平体育館で行われ、この結果、村松みえ子、古賀俊昭の両氏が当選しました。日野市選管委員会から当選証書

率は39.02%で、前回の46.88%を下回りました。(敬称略)

開票結果は、次のとおりです。

(日野市選管委員会)

古賀俊昭 1,4,0,4,7票

村松みえ子 1,8,9,0,5票

古賀俊昭 1,4,2,7,4票

小島久 2,3,4,1票

のづたけし 1,4,0,4,7票

村松みえ子 1,8,9,0,5票

古賀俊昭 1,4,2,7,4票

97日野市憲法記念日行事の記録

市主催による「97日野市憲法記念日行事」が、57人の市民参加を得て、5月24日に市役所会議室で開催されました。この日は、弁護士で日野市人権擁護委員の千葉憲雄氏による「憲法50年と基本的人権」と題した記念講演、講演者と参加者による質疑応答などが行われました。広報今号では、この記念日行事での講演の主な内容をお知らせします。

憲法は誕生して50年になりますが、皆さん方は、憲法というと、何を感じられるでしょうか。

この5月3日に朝日新聞で、「施行から半世紀、わたしの憲法」ということで、15人の方に直接インタビューして、その中身が記事になつて大きく出されました。これは憲法と私たち市民の感覚を大変如実に表しているのではないかと思いました。

このアンケートの中で、憲法が自分の身近に感じるということを言つたのは、司法試験を受けている学生1人です。あとは何らかの形で憲法とのかかわりをそれぞれがお持ちにはなつていて、憲法が自分の日常生活の中で憲法がどういうふうにかかわっているのかについては、共通して、少し薄いという印象があります。

日常生活の中で、憲法がどのようにかかわりがあるとお考えになっているかが、大変重要なところだろと思いません。私がきょう、ここでお話をしたいのは、基本的人権といふ憲法の中心的な保障条項についてであり、それと私のちの日常生活の中に、かかわりがどのようにあるのかなういのか、そこを検証したいと思います。

憲法とは何ですか、といふうにもし皆さんの子供さんによくお尋ねされた場合、どのようなことを検証したいと思います。

憲法とは、一般的に憲法だと言われています。つまり、その国における決まりの中の一番の根本になるのです。その国をつくる國づくりの設

計図面である、とともに、こ

この自由権的な基本権とい

うことを言つたのは、司法試

験を受けている学生1人で

す。あとは何らかの形で憲法

とのかかわりをそれぞれがお

持ちにはなつていて、憲法が

自分の日常生活の中で憲法が

どういうふうにかかわってい

るのかについては、共通して、

少し薄いという印象がありま

す。

このように、憲法がどの

ようかにかかわりがあるとお

考えになつていているかが、大変

重要なところだろと思いま

す。私がきょう、ここでお話

をしたいのは、基本的人権と

いう憲法の中心的な保障条項

についてであり、それと私た

ちの日常生活の中に、かか

りわいがどのようにあるのかな

ういのか、そこを検証したい

と思います。

憲法とは、一般的に憲法

だと言っています。

記念講演

憲法50年と基本的人権

弁護士 千葉 憲雄



講演者の紹介
ちば のりお

1935年に東京都に生まれる。中央大学法学部卒。弁護士。元東京弁護士会副会長。元日本弁護士連合会理事。日野市人権擁護委員。南平在住。



▲講演を熱心に聴く参加者

(広報課)

価としては、近代憲法の一つとされています。

ただ、決定的な違いは、主權が天皇にありました。従つて、その根本原理というのは、天皇制の専制的な原理というのもと、それから近代憲法の持つている民主的自由主義的な原理とをちょうどさせ合わせた、妥協した、そういう憲法であつたと評価されています。

明治憲法は、1889年(明治23年)に公布され、翌年に施行されています。これは19世紀のドイツのフロイセン憲法を手本にしている立憲君主制の憲法で、近代憲法の要請する人権保障の規定と、国民の統治機構、国民の政治の在り方方が内容に含まれています。

従つて、明治憲法も、一応評価されています。

新憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

これが一番大きな要因であります。

明治憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

しかし、憲法は、さらに連合国から強い民主的な条項のを取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

憲法の中の一番の根本法規、これが憲法ということになります。

この根本法、国の決まり事になります。

ですから、国の政治の在り方を取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

明治憲法は、1889年(明治23年)に公布され、翌年に施行されています。これは19世紀のドイツのフロイセン憲法を手本にしている立憲君主制の憲法で、近代憲法の要請する人権保障の規定と、国民の統治機構、国民の政治の在り方方が内容に含まれています。

従つて、明治憲法も、一応評価されています。

新憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

これが一番大きな要因であります。

明治憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

しかし、憲法は、さらに連合国から強い民主的な条項のを取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

憲法の中の一番の根本法規、これが憲法ということになります。

この根本法、国の決まり事になります。

ですから、国の政治の在り方を取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

明治憲法は、1889年(明治23年)に公布され、翌年に施行されています。これは19世紀のドイツのフロイセン憲法を手本にしている立憲君主制の憲法で、近代憲法の要請する人権保障の規定と、国民の統治機構、国民の政治の在り方方が内容に含まれています。

従つて、明治憲法も、一応評価されています。

新憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

これが一番大きな要因であります。

明治憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

しかし、憲法は、さらに連合国から強い民主的な条項のを取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

憲法の中の一番の根本法規、これが憲法ということになります。

この根本法、国の決まり事になります。

ですから、国の政治の在り方を取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

明治憲法は、1889年(明治23年)に公布され、翌年に施行されています。これは19世紀のドイツのフロイセン憲法を手本にしている立憲君主制の憲法で、近代憲法の要請する人権保障の規定と、国民の統治機構、国民の政治の在り方方が内容に含まれています。

従つて、明治憲法も、一応評価されています。

新憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

これが一番大きな要因であります。

明治憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

しかし、憲法は、さらに連合国から強い民主的な条項のを取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

憲法の中の一番の根本法規、これが憲法ということになります。

この根本法、国の決まり事になります。

ですから、国の政治の在り方を取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

明治憲法は、1889年(明治23年)に公布され、翌年に施行されています。これは19世紀のドイツのフロイセン憲法を手本にしている立憲君主制の憲法で、近代憲法の要請する人権保障の規定と、国民の統治機構、国民の政治の在り方方が内容に含まれています。

従つて、明治憲法も、一応評価されています。

新憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

これが一番大きな要因であります。

明治憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

しかし、憲法は、さらに連合国から強い民主的な条項のを取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

憲法の中の一番の根本法規、これが憲法ということになります。

この根本法、国の決まり事になります。

ですから、国の政治の在り方を取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

明治憲法は、1889年(明治23年)に公布され、翌年に施行されています。これは19世紀のドイツのフロイセン憲法を手本にしている立憲君主制の憲法で、近代憲法の要請する人権保障の規定と、国民の統治機構、国民の政治の在り方方が内容に含まれています。

従つて、明治憲法も、一応評価されています。

新憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

これが一番大きな要因であります。

明治憲法は、その成立の経過で私どもが忘れてならないのがボツダム宣言の受諾です。

しかし、憲法は、さらに連合国から強い民主的な条項のを取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

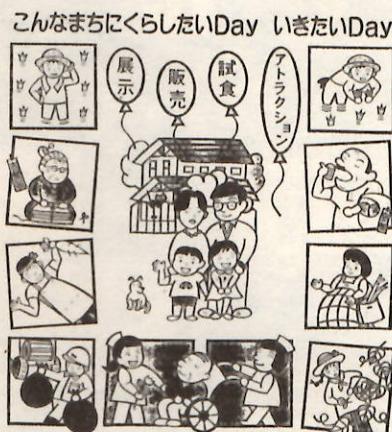
きょうは、基本的人権に絞って話を進めるということになります。

憲法の中の一番の根本法規、これが憲法ということになります。

この根本法、国の決まり事になります。

ですから、国の政治の在り方を取り決める、それから国民の暮らし、生活に関連する権利義務を規定する、これが基本的人権等の部分になります。

'96くらしのフェスタ日野



こんなまちにくらしたいDay いきたいDay

子育て奮闘中のあなた。毎

朝鏡に映る自分は輝いていま

すか。「母親」という役割や評

価だけの毎日で「自分らしく

生きている」という実感があ

りますか。ちょっと立ち止ま

りますか。

97日野くらしのフェスティ

バル実行委員会では、10月18

日(土)・19日(日)に開催される、

同フェスティバルのポスター

デザインを募集しています。

▲昨年のポスター・デザイン

地域活動にお役立てください
貸出用ワープロと印刷機

自治会やコミュニティ活動の広報紙や資料作成に、ワープロや印刷機をご利用ください。
△対象 地区自治会、コミュニティ団体
△貸出品目 ワープロ(6)
△台、印刷機
※このワープロと印刷機は、

消防署から

毎年、夏になると煙の出る殺虫剤を利用する方が増えます。煙が出ますので、近所の方が火災と間違え119番通

報することがあります。煙の環境問題に興味をもってもらうため開催されます。
△日時 7月23日(木)・24日(金)
4112
△問合せ先 日野消防署(81-0119)

東京都は、6月の都議会定例会で「テレホンクラブ等の営業の規制に関する条例」を制定しました。この条例は、青少年の健全育成を阻害する行為の防

止と清浄な風俗環境の保持を目的としています。
△主な内容 ①営業の届け出制、営業所設置禁止区域、広告物規制等の営業規制を定めたこと ②営業者に対して、青少年を対とするこ

と等を明確に禁止したこと

③環境改善活動等の活動と措置を定めたこと。

※条例の施行は8月13日(水)です。

△問合せ先 東京都生活文化局青少年課(03-5381-4321)

88-3186/警視庁少

年第1課(03-3581-4321)

'97くらしのフェスティバル

97日野くらしのフェスティバル実行委員会では、10月18日(土)・19日(日)に開催される、同フェスティバルのポスター

デザインを募集しています。

このフェスティバルは、消費者の立場から生活の在り方を問い合わせるもので、食生活や農業、水、大気、ごみ、リサイクル、環境問題等につい

ての展示や発表のほか、いろいろなイベントや野菜の即売・模擬店なども行われます。

この日のテーマは「来て、見て、食べて、今日から地獄人」です。奮ってご応募くだ

さい。

△応募規格 A3サイズの画用紙等※名称、日時等ボスター記載事項ほか、詳しくは問

い合わせを

△その他 採用作品には薄謝

△応募方法 8月15日(金)まで

に同実行委員会(生活・保健

セント内生活課(81-412)へ持参

さい。

△利用方法 ワープロ: 生

活・保健センター内の利用

に限ります(フロッピーディ

スク、紙等は持参) / 印刷機

生活・保健センターに設置

してあります(紙や消耗品等

は実費負担)

△問合せ先 119番通

午前10時~午後3時

△会場 川崎市高津区二子地

先(多摩川高水敷)

△問合せ先 建設省京浜工事

事務所河川環境課(045-503-

4011)

手をつなぎ地域にねざした教育を

(7) ひの

1997年(平成9年)7月15日
第923号

市役所代表電話 85-1111

より良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、市立学校・市立幼稚園の適正規模・適正配置等の基本的な考え方を検討していただきます。応募資格は市内在住の成人の方※他の審議会等の公募委員の方を除く。

▼募集区分・人数 ①市立

小中学校に在学する児童・生徒の保護者: 2人 ②そのほかの方: 2人

▼応募方法 7月23日㈭ 消印有効までに往復ハガキで、往信用裏面に住所、氏名、年齢、電話番号、区

年間をとおして、毎週火曜日午後6時~8時30分(⑥ダーツ: 毎月第1・第3・第5火曜日午後6時~8時30分)⑦3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(②弓道: 每週火曜日午後6時~8時30分)③3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(④スポーツ: 每週火曜日午後1時30分~4時30分)④スポーツ: 每月第2・第4火曜日午後6時~8時30分)⑤弓道は高校生以上の方のみです。弓道は高校生以上の方のみです。

▼対象 小学生以上の方の同伴で、なあ、生以上の方の同伴で、なあ、

4152

都立多摩スポーツ会館

火曜スポーツデー

年間をとおして、毎週火曜日午後6時~8時30分(⑥ダーツ: 每月第1・第3・第5火曜日午後6時~8時30分)⑦3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(②弓道: 每週火曜日午後6時~8時30分)③3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(④スポーツ: 每月第2・第4火曜日午後6時~8時30分)⑤弓道は高校生以上の方のみです。弓道は高校生以上の方のみです。

▼対象 小学生以上の方の同伴で、なあ、生以上の方の同伴で、なあ、

4152

東京都が私立学校の授業料を補助

年間をとおして、毎週火曜日午後6時~8時30分(⑥ダーツ: 每月第1・第3・第5火曜日午後6時~8時30分)⑦3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(②弓道: 每週火曜日午後6時~8時30分)③3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(④スポーツ: 每月第2・第4火曜日午後6時~8時30分)⑤弓道は高校生以上の方のみです。弓道は高校生以上の方のみです。

▼対象 小学生以上の方の同伴で、なあ、生以上の方の同伴で、なあ、

4152

都立短期大学講生募集

年間をとおして、毎週火曜日午後6時~8時30分(⑥ダーツ: 每月第1・第3・第5火曜日午後6時~8時30分)⑦3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(②弓道: 每週火曜日午後6時~8時30分)③3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(④スポーツ: 每月第2・第4火曜日午後6時~8時30分)⑤弓道は高校生以上の方のみです。弓道は高校生以上の方のみです。

▼対象 小学生以上の方の同伴で、なあ、生以上の方の同伴で、なあ、

4152

標語を愛護する集い

年間をとおして、毎週火曜日午後6時~8時30分(⑥ダーツ: 每月第1・第3・第5火曜日午後6時~8時30分)⑦3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(②弓道: 每週火曜日午後6時~8時30分)③3オノ3分、毎週火曜日午後1時30分~4時30分(④スポーツ: 每月第2・第4火曜日午後6時~8時30分)⑤弓道は高校生以上の方のみです。弓道は高校生以上の方のみです。

▼対象 小学生以上の方の同伴で、なあ、生以上の方の同伴で、なあ、

4152



▲発掘体験で縄文発見!(昨年)

教發掘体験室

ふれて・みて・さわつて縄文

月23日(土)

△会場 七ツ塚遺跡

△対象 市内在住の小学3年

線532

△定員 30人(先着順)
△持ち物 帽子、弁当、水筒
※汚れても良い服装・運動靴で参加を。

△申込み先 生涯学習課内

△汚れても良い服装・運動靴で参加を。

△定員 各日15人(先着順)

△申込み ①は7月18日(金)

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ②は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ③は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ④は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑤は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑥は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑦は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑧は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑨は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑩は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑪は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑫は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑬は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑭は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑮は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑯は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑰は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑱は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑲は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

△対象 市内在住の小学生

△定員 各日15人(先着順)

△会場 学習課(内線533)へ

△申込み ⑳は7月25日(金)までに、生涯学習課(内線533)へ

△会場 自然体験広場(仲田小隣)

